

(様式 2)



令和 5 年 3 月 2 3 日

京丹後市議会議長 様

会 派 名 丹政会
代表者氏名 中野 勝友

調査研究等報告書
下記のとおり実施しましたので報告します。

記

1 日程

令和 5 年 1 月 2 4 日 (火) ～ 2 5 日 (水)

2 場所

- (1) こども家庭庁準備室
- (2) 国土交通省

3 目的

- (1) こども家庭庁が創設されることによる地方行政への影響について
- (2) 山陰近畿自動車道整備事業に係る要望活動

4 該当する政務活動費の使途項目

- (1) 研修費
- (2) 要請・陳情費

5 支出経費の内訳と金額

1 8 1, 2 0 0 円

6 参加議員名

池田恵一、中野勝友、東田真希、平井邦生、和田 晋

7 活動成果の概要、所見

別紙のとおり

8 成果物・資料など

特になし

(1) こども家庭庁準備室

《概要》

○必要性、目指すもの

こども政策をさらに強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣を設置する。またこどもが自立した個人としてひとしく健やかにこどもが成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務する。

○基本姿勢

- ・ こどもの視点・子育て当事者の視点を政策に反映
- ・ 地方自治体との連携強化
- ・ NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働

○強い司令塔機能

総理直属の機関として内閣府の外局にし、これまで厚生労働省や文科省など別々に担われてきた司令塔機能を、こども家庭庁に一本化し大臣を必置化。

○法律・事務の移管・共管・関与

こどもの権利利益の擁護、福祉・保健等を目的とするものは移管。他の政策分野を含んでいるものは共管。国民全体の教育の振興等を目的とするものは関係府省庁の所管としつつ、総合調整。

○新規の政策課題や隙間事業への対応（各省庁の間で抜け落ちないための取組み）

○特徴

- ① こども担当大臣が必要に応じて、引き続き事務を担当する事務（※）の各府省大臣に対して、総合調整権限に基づく勧告ができる権限が規定されている。

※ 文部科学省が引き続き担当する事務

⇒教育・学校教育・幼児教育の振興、学校におけるいじめ防止、不登校対策

厚生労働省が引き続き担当する事務

⇒医療の普及及び向上、労働者の働く環境の整備

- ② データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案等について、子ども家庭庁では特に重視し行っていく。
- ③ こどもの安全に特化した省庁がなかったが一元的に位置づけ（保育所バス、登下校、DBS）
- ④ こども家庭庁の対象年齢は、子ども・若者育成支援の事務も移管されるため18歳未満に限らない。
- ⑤ こども基本法に基づく「こども大綱」の策定
これまでの少子化社会対策、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策の3法律の白書・大綱を一体化。市町村もこども計画の策定が努力義務となる。

○4. 8兆円（令和4年度第2次補正予算の前倒しを含めれば5.2兆円規模）

こども予算倍増については、今年6月の骨太の方針で方向性が決まる。

○こども家庭庁関連予算の新規事業

伴走型の支援、定期預かりモデル事業、認定こども園向け補助金の一元化、こども関連、業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版 DBS）、居場所づくり支援モデル事業、地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進など。

《所見》

少子化が加速する中で、児童虐待やいじめ、不登校等こどもを取り巻く状況も深刻になっている。そのため「こども家庭庁」を創設し、子ども政策を推進する強い司令塔として、こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策に強力に取り組んでいく姿勢や意気込みを感じることができた。一方で、こども家庭庁の政策に沿って、またその財源を有効に活用し、本市でもこども施策を進めていくことになるが、結局どこの自治体も同じようなこども施策になるのではないかと危惧をする。そうならないためには、市の状況に合った施策や体制、また本市独自の特色ある施策も行っていく必要がある。

（2）国土交通省

山陰近畿自動車道整備促進決起大会の中止にともない山陰近畿自動車道等建設促進議員連盟による山陰近畿自動車道整備事業要望活動をおこなった。



山陰近畿自動車道整について、大宮峰山道路の早期開通及びミッシングリンク区間の早期整備を求め国土交通省道路局長丹羽克彦局長へ要望書の提出をおこなった。